

要領別紙 3

合板・製材生産性強化対策交付金事業

第 1 趣旨

県が定める体質強化・花粉削減計画に基づき、合板・製材・集成材等の木材製品の競争力を高めるため、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化を図る取組や国民的な社会問題となっている花粉症の解決に向けた花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組への支援を行う。

なお、本事業は、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知）、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等実施要領」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知。以下「国要領」という。）、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等実施要領の運用について」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 238 号林野庁長官通知。以下「国運用」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業区分及び事業内容等

1 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策

(1) 合板製材事業

① 間伐材生産

ア 間伐材の生産

不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することによる本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、その他付帯施設整備

イ 里山林の整備

不用木・被害木の除去（侵入竹を含む。）、不良木・被害木の淘汰（育成しようとする樹木を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、その他付帯施設整備

ウ 関連条件整備活動

(ア) 森林作業道整備

間伐材の生産又は里山林の整備と一体的に実施するものであって、継続的に使用され、かつ、長野県森林作業道作設指針（平成 23 年 8 月 1 日付け 23 森推第 325 号林務部長通知）の基準を満たすものとする。

(イ) 鳥獣害防止施設等整備

間伐材の生産又は里山林の整備と一体的に実施するものであって、野生鳥獣による森林被害の防止や野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

② 再造林の低コスト化

ア 一貫作業システム

一貫作業による人工造林の実施に要する末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽

イ 低コスト造林

大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他局長が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実

施に要する地拵え、苗木運搬及び植栽

ウ 下刈り

ア及びイにより更新した2齢級以下の林分で行う下刈り

エ 機械器具整備

ア～ウの実施に必要な機械器具の整備に要する次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費

(ア) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具を含む。)

(イ) 植栽に要するディブルや電動植穴機

(ウ) 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く。)

(エ) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具を含む。)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と局長が認める機械器具

オ 関連条件整備活動

①のウに準ずる。(ただし、「間伐材の生産又は里山林の整備」とあるのは、「一貫作業システム、低コスト造林及び下刈り」と読替える。)

(2) 花粉削減事業

再造林の低コスト化とし、(1)の②に準ずる。

(3) 事業主体

① 要綱別表に示す市町村、森林整備法人等は、要領別紙1の第2の1の(2)のイに準ずる。

② 要綱別表に示す林野庁長官が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体は、「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)に基づき選定された林業経営体とする。

(4) (1)又は(2)の補助を受けようとする者は、要領別紙1の第2の(4)により、事前計画書(要領別紙1一様式第2号)を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第2の1に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書(以下「予定調書」という。)に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

第3 事業実施計画の作成等

- 1 林務部長(以下、「部長」という。)は、国の交付決定後速やかに、事業実施計画の提出期日を定め、地域振興局長(以下、「局長」という。)に通知する。
- 2 局長は、1による通知があった場合は、事業主体に事業実施計画の提出期日を定めて通知する。
- 3 事業主体は、2による通知があった場合は、信州の森林づくり事業(合板・製材生産性強化対策交付金事業)実施計画書(以下、「実施計画書」という。)(要領別紙3一様式第1号)を作成し、別に定める体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設や当該施設に原木を供給する原木市場(以下、木材加工流通施設等という。)との協定書等の写しを添付のうえ、要領別紙3一様式第2号により局長に提出しなければならない。

また、森林経営計画が作成されていない場合には、事業対象林分を森林経営計画の対象林分とすることが確認できる書類及び森林経営計画の作成が補助金交付年度の翌年度を超える場合は、合せて森林経営委託契約書等(森林所有者から森林の経営の委託契約等により原則として5年以上を期間にわたって育成及び保護することを委託されたことを証する書類)を提出すること。ただし、里山林の整備についてはこの限りではない。

4 事業評価

局長は、事業主体に対し次により事前評価及び事後評価を実施させるものとする。

(1) 事前評価

局長は、事業主体から実施計画書の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

(2) 事後評価

局長は、事業主体に対し、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

- 5 局長は、3により提出のあった実施計画書の内容を確認し、適当と認めるときは、要領別紙3一様式第3号により承認するとともに、部長に報告（要領別紙3一様式第4号）するものとする。

第4 事業実施基準等

1 間伐材生産（合板製材事業）

(1) 間伐材の生産

① 実施基準

ア 別に定める原木安定供給計画又は木質バイオマスエネルギー転換促進計画に基づき、間伐材等を供給することを目的として実施するものとする。

イ 原則として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっては、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。ただし、里山林の整備についてはこの限りではない。

(ア) 当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く）、又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、実績報告時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること又は完了年度の翌年度までに当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

また、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあつては、要綱第3の(3)と同様の取扱とする。

(イ) 前項(1)に該当しない場合は、事業完了後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。

なお、当該施業の実施後、実績報告時までの間に(1)に掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、(1)と同様の取扱とする。

ウ 1 施行地は原則として接続する0.1ha以上の区域とする。

エ 木質バイオマスエネルギー転換促進計画に基づく里山林の整備を実施する場合は、バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されている若しくは策定される市町村と隣接する市町村、策定されることが確実と見込まれる地域における取組又はその他集落等の単位でバイオマス利活用を進めている取組であること。

オ 徹底した事業費（実行経費）の低減が図られるよう計画を検討するものとする。

② 細則

ア 全ての施行地から1ha当り10m³以上の間伐材の搬出を実施することとし、施行地毎に事業実施面積の過半から間伐材の搬出を実施すること。

イ 事業主体は、知事が定める体質強化・花粉削減計画に基づき作成された県年度事業計画により事業を実施するものとする。

ウ 伐採率

(7) 下限

不良木の淘汰は、育成しようとする樹木の立木本数の 20%以上とする。

ただし、豪雪地帯特別対策措置法(昭和 37 年 4 月 5 日付法律第 73 号)に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪地帯市町村及び気象害の発生が明らかに予想される場合は、立木本数の 10%以上を伐採する場合に補助対象とする。

(i) 上限

不良木の淘汰の上限は、本数率では特に設けないが、立木材積では 35%以内の伐採を補助対象とする。

(ウ) 市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。

エ 補助事業の間隔は実施要領別紙 1 の第 2 の 1 の(1)のキの(イ)及びクの(エ)に準ずるものとする。

オ 対象齢級は原則として 12 齢級以下(ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りでない。)又は森林経営計画に基づいて行なうものであっては市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下とする。

カ その他付帯施設整備は、間伐材の生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。

キ 伐採木を搬出せずに林内で活用する場合は、搬出材積としては取り扱わないものとする。

(2) 関連条件整備活動

① 森林作業道整備

継続的に使用され、かつ、長野県森林作業道作設マニュアルの基準をみたすものであること。また、徹底した事業費の低減が図られるよう計画を検討することとし、事業費の 1 m 当たりの単価の額が、路線ごとに 4,000 円以内のものに限る。

② 鳥獣害防止施設等整備

野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

2 再造林の低コスト化(合板製材事業及び花粉削減事業)

(1) 一貫作業システム、低コスト造林及び下刈り

① 実施基準

ア 従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。

イ 花粉削減事業は、スギ人工林伐採重点区域内で行うものであること。

ウ 施行地は原則として接続する 0.1ha 以上の区域とする。

エ 一貫作業システムを実施するにあたっては、集材と植栽の両方を実施した場合のみ補助対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。

オ 徹底した事業費(実行経費)の低減が図られるよう計画を検討するものとする。

② 細則

ア 事業主体は、原木安定供給計画参画事業実施主体であり、体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設への原木供給実績を確認できること。

イ 事業に実施について

a 補植、保育等成林に必要な保育管理その他局長が必要と認める事項を遵守すること。

b 一貫作業システムを実施するにあたっては、主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も補助対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業実施主体の合意を得

て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。

(2) 関連条件整備活動

1 の(2)に準ずる

第5 早期着手

- 1 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。
ただし、局長に対し実施計画書を提出し、協議のうえ、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。
 - (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
 - (2) 事業の実施に長期間を有するとき。
 - (3) 早期着手によりの増額防止が予想できるとき。
 - (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- 2 事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙 3－様式第 5 号）を局長に提出する。
- 3 局長は、2 の協議があり、1 のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙 3－様式第 6 号）する。
 - (1) 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
 - (2) 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。
- 4 局長は、3 の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（要領別紙 3－様式第 7 号）を部長に提出する。
- 5 事業主体は、早期着手後の入札等により事業費が減額となった場合は、速やかに変更報告書（要領別紙 3－様式第 8 号）を作成し、要領別紙 3－様式第 9 号により局長に提出する。

第6 補助金交付申請及び交付決定

- 1 部長は、局長に対し、第 3 の 5 の実施計画書のほか、必要に応じて把握した事業量に基づき、予算の範囲内で経費配分を通知する。
- 2 局長は、第 3 の 5 の規定により承認した実施計画書に基づき、事業主体の予算措置等のやむを得ない場合を除き速やかに予算の範囲内で事業主体に補助金の内示（要領別紙 3－様式第 10 号）をする。
- 3 2 の内示を受けた事業主体は、速やかに信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）補助金交付申請書（要領別紙 3－様式第 11 号）に次の関係書類を添付して局長に提出する。
なお、交付申請の単位は個々の施行地を最低単位として申請することができるものとするが、森林経営計画に基づく場合等一体的に実施すべき事業であって、同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請できるものとする。
 - (1) 信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）実行内訳書（要領別紙 3－様式第 12 号）
 - (2) 信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）実行経費内訳書（要領別紙 3－様式第 13 号）
 - (3) 位置図（施行地の位置を示した 50,000 分の 1 の地形図）
 - (4) 施業図（施行地の測点及び測線を示した 5,000 分の 1 の森林計画図）
 - (5) 実測図（要領別紙 3－様式第 14 号）
要領別紙 1 第 5 の 3 の（1）に準ずる。
 - (6) 誓約書（要領別紙 3－様式第 11－2 号）

(7) その他局長が必要と認める書類

- 4 事業主体は「農林水産業・食品産業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政第 458 号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート（以下、「作業安全規範チェックシート」という。）（要領別紙 1－様式第 40 号）」を記入の上、補助金の申請に当たり局長へ提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、作業安全規範チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去 1 年間に他の事業において作業安全規範チェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去 1 年間に本事業において作業安全規範チェックシートを提出している場合は、作業安全規範チェックシートの提出を省略できるものとする。

- 5 事業主体は、「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」（要領別紙 3－様式第 36 号）又は「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」（要領別紙 3－様式第 37 号）を記入の上、補助金の申請に当たり局長へ提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が環境負荷低減に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。

- 6 事業主体は、3 の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 7 局長は、3 の補助金交付申請書の内容を審査の上、要綱第 3 に規定する条件のほか以下の条件を付して補助金の交付決定（要領別紙 3－様式第 15 号）をする。

- (1) 補助金総額の増又は 3 割を超える減が生じる場合は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。
- (2) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随一切り約をすることができる
- (3) (2)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金等交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知）別記様式第 13 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第 7 補助金の計算等

補助金額は、次の 1 より算出された額（百円未満切捨て。以下、「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。）を比較によりいずれか低い額とする。

なお、関連条件整備活動及び機械器具の整備の実行経費は、間伐材の生産、里山林の整備、一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りの実行経費とは別に算出しなければならない。

1 定額

定額は、次に定めるところにより求める。なお、事業量については、面積は小数点第 3 位以下切捨

て、延長は整数未満切捨てた値とする。

また、間接費率は要領第5の3に準ずる。

(1) 間伐材生産

① 間伐材の生産

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額

定額単価×（1＋間接比率）×事業量（100円未満切捨）

② 里山林の整備

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額

定額単価×（1＋間接比率）×事業量（100円未満切捨）

③ 関連条件整備活動

ア 森林作業道整備

定額は、事業単位ごとの森林作業道の開設延長の合計に定額単価（1m当たり2,000円）を乗じて求める。

イ 鳥獣害防止施設等整備

定額単価（標準単価×（1＋間接比率）×1/2）×事業量（100円未満切捨）

(2) 再造林の低コスト化

一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、標準単価に以下の条件に応じた補助率を乗じて定める。ただし、補助金額は、定額の単価上限（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

ア 一貫作業システム

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額

定額単価×（1＋間接比率）×事業量（100円未満切捨）

条件	補助率	定額の単価上限
事業費が1,813千円/haより20%以上削減され、1,450千円/ha以下となった場合	2／3	966千円/ha
上記の達成が困難な場合	1／2	725千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 低コスト造林

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額

定額単価×（1＋間接比率）×事業量（100円未満切捨）

条件	補助率	定額の単価上限
事業費が1,291千円/haより20%以上削減され、1,033千円/ha以下となった場合	2／3	688千円/ha
上記の達成が困難な場合	1／2	516千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

ウ 下刈り

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額

定額単価×（1＋間接比率）×事業量（100円未満切捨）

条件	補助率	定額の単価上限
通常の5回を下回る3回までの下刈り	2／3	124千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

エ 機械器具の整備

機械器具一式にかかる単価は 1,000 千円（消費税を含まない。）を上限とし、定額の単価はその単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。

ただし、補助金額は定額の単価上限に数量を乗じた金額を上限とする。

条件	補助率	定額の単価上限
本体事業の補助率が 2 / 3	2 / 3	666 千円/式
本体事業の補助率が 1 / 2	1 / 2	500 千円/式

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

オ 関連条件整備活動

(1)の③に準ずる。

事業種目	条件	補助率	定額の単価上限
森林作業道整備	本体事業の補助率が 2 / 3	2 / 3	2 千 6 百円/m
	本体事業の補助率が 1 / 2	1 / 2	2 千円/m
鳥獣害防止施設等整備	本体事業の補助率が 2 / 3	2 / 3	標準単価の 2/3
	本体事業の補助率が 1 / 2	1 / 2	標準単価の 1/2

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

- 2 本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、搬出作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

3 自己所有森林

森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 森林所有者自らが間伐材の生産、人工造林及び下刈りに従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、林務部が定める事業実施年度に該当する「林業土木事業設計単価表」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。
- (2) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

第 8 計画および補助金額の変更

1 実施計画の変更

事業の変更は、次の区分ごとに必要な手続きを第 10 に規定する実績報告の前に、速やかに行うものとする。

(1) 重要変更

- ① 実施計画書毎の補助金総額の増又は 3 割を超える減並びに間伐材生産の計画面積の 3 割を超える減が生じる場合は予め変更承認申請書（要領別紙 3－様式第 16 号）を局長に提出する。
- ② 局長は、前号の申請があった場合は、内容を審査し、災害その他、申請者の責に帰さない事由によりやむを得ないものと認められ、変更により既配当の変更が生じる場合は、要領別紙 3－様式第 17 号により部長と協議を行う。
- ③ 局長は、前号の協議が同意され、部長から経費配分が通知された場合などは、要領別紙 4－様式第 18 号により変更承認を行う。

(2) 軽微な変更

(1)に該当しない変更が生じるときは速やかに変更報告書（要領別紙 3－様式第 19 号）を提出する。
なお、現場完了時等に明らかとなったもので、(1)に該当しない変更は、第 10 に規定する実績報告

書によることができる。

(3) 契約報告

- ① 事業主体は、入札等により契約を締結したときは、速やかに契約書（工事請負契約書、委託契約書等）の写を添えて変更報告書（要領別紙 3 様式第 19 号）を局長に提出する。
- ② 事業主体は、設計積算によらない補助金交付申請を行った事業について、実行経費が明らかになった場合は、第 7 により補助金額を算出し、速やかに実行経費内訳書（要領別紙 3 様式第 13 号）を添えて変更報告書（要領別紙 3 様式第 19 号）を局長に提出する。
- ③ ①又は②により実施計画書毎の補助金総額の増又は 3 割を超える減をする必要がある場合は、(1)に基づき変更を行なう。

(4) 変更内示

局長は、(1)、(2)又は(3)により内示額の変更が必要な場合は、要領別紙 3 様式第 20 号により変更内示をする。

2 補助金の変更

- (1) 実施計画書の変更により、補助金を変更する必要がある場合は、当該申請に掛かる補助金変更交付申請書（要領別紙 3 様式第 21 号）を局長へ提出する。
- (2) 局長は、前号の申請があったときは、内容を審査の上、補助金の変更交付決定（要領別紙 3 様式第 22 号）をする。
- (3) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額があり、かつその総額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額し、消費税仕入控除税額集計表（要領別紙 3 様式第 23 号）を添付して報告及び申請しなければならない。

第 9 事業の中止、廃止、完了期限延長

- 1 事業主体は、事業の中止及び廃止及び完了期限延長（国との協議を要さない完了期限延長は除く。）をしようとするときは、承認申請書（要領別紙 3 様式第 24 号）を、局長を経由して部長に提出する。
ただし、第 14 による繰越承認を受けたものについては、この限りでない。
- 2 部長は、1 により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。
- 3 事業主体は、国に協議を要さない完了期限延長をしようとするときは、承認申請書（要領別紙 3 様式第 24 号）を、局長に提出する。
- 4 局長は、3 により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認められるときは承認し、速やかに部長に報告（要領別紙 3 様式第 25 号）する。

第 10 実績報告書

- 1 事業主体は、事業が完了したときは、信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）実績報告書（要領別紙 3 様式第 26 号）を局長に提出する。
なお、提出書類および提示書類は別表のとおりとするほか、局長が必要と認めた書類とする。
- 2 木材加工流通施設等への原木の出材を材積伝票又は検知野帳により整理すること。なお、実績報告書の時点で明らかになっていない場合は、確定次第速やかに報告すること。
- 3 第 6 の 4 のただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

第 11 実績調査

局長は、実績報告書及び補助金交付概算払請求書の提出があったときは、別に定める信州の森林づく

り事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行なうものとする。

第 12 補助金の交付及び確定

1 補助金の算出

局長は、調査の結果適当と認められた箇所については、調査要領に規定される調査調書兼復命書を作成すると共に、補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙 3－様式第 27 号）を作成するものとする。

なお、県が作成した信州の森林づくり事業補助金交付事務システムにより出力される様式を用いる場合は標準単価を定額単価、標準経費を定額に読み替えることとする。

2 補助金の確定

ア 局長は、申請者に対して規則第 13 条に規定する確定（要領別紙 3－様式第 28 号）通知し、補助金を交付するものとする。

この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

- (1) 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書（要領別紙 3－様式第 27 号）のとおりであること。
- (2) 規則、要綱、本要領の規定に従わなければならないこと。
- (3) 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。
- (4) その他局長が必要と認めること。

イ 局長は、前号により補助金を確定したときは、別に定める執行管理表に確定事項を入力する。

3 市町村等への通知

局長は、2 に基づき補助金の確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙 3－様式第 29 号）するものとする。

第 13 補助金の請求

要綱第 6 に規定する補助金交付の請求（概算払を含む。）は、信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）補助金交付請求書（要領別紙 3－様式第 30 号）により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。

第 14 繰越

- 1 事業主体は、原則として、第 6 の 5 の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 事故繰越

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3 月 31 日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの。

(2) 明許繰越

地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。

- 2 事業主体は、1 の(1)、(2)に掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）繰越承認申請書（要領別紙 3－様式第 31 号）を、事業実施年度中に局長に提出する。ただし、1 月 31 日までに交付決定されているものについては、1 月 31 日までに局長に提出するものとする。

- 3 局長は、2の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に協議（要領別紙1－様式第32号）するものとする。
- 4 部長は、3の規定による協議があったときは、国と調整を行い、議会の議決を得た上で、同意（要領別紙1－様式第33号）するものとする。
- 5 局長は4の同意があった場合、事業主体に対し、繰越承認（要領別紙1－様式第34号）するものとする。
- 6 事業主体は、第4四半期において、第13の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前号の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。

第15 その他

国要領第3の2に規定する年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況等を部長が調査するにあたり、市町村長及び事業主体は協力しなければならない。